

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

普天間基地の辺野古移設問題に関連して質問したいと思います。

政府は、ことし三月二十二日に、公有水面埋立申請書を提出いたしました。これに対して沖縄県は、四月十二日、十三項目三十三件の補正を要求し、五月三十一日、沖縄防衛局は補正書を提出いたしました。今後、沖縄県は、これを審査した上で、三週間の告示、縦覧を始めるということで、その際に補正の内容は公表するとしております。

沖縄県が補正で求めていた埋め立てに使用する土砂の採取場所や土量、搬入経路については、防衛局が提出した補正書で、埋め立てに必要な土砂量は約二千百万立米、うちシュワブ内から約四百万立米採取をし、残りは県外から調達するとして、調達先を地図で示して、土砂量も明記しているとの報道がございます。

そこで、防衛省に確認しますが、この埋め立てに使用する土砂の採取場所や土量、搬入経路について補正書では報告しているのか。しているなら、どのような概略になっていますか。

○伊藤政府参考人 先生にお答えします。

沖縄県は、埋立承認願書の補正に関しまして、購入砂及び岩ズリ等につきまして、採取場所、採取量及び搬入経路を具体的に記載することを求めておられました。

岩ズリ等の購入する土砂につきましては、公有水面埋め立ての承認を得られていない中で、土砂購入に係る契約等を締結しておりませんが、埋立工事の計画に当たりまして想定しました具体的な土砂採取場所等について、補正した資料について記載しているところでございます。

○笠井委員 概略がどういうものかという中身は、書いてあるということしか言わないんですけども、中身についてはないですか。

○伊藤政府参考人 補正書の中身につきましては、県の方で公告縦覧の手続をとられるというふうに承知しておりますので、本日、私の方から言及することは控えさせていただきたいと思っております。

○笠井委員 岸田大臣、この土砂の採取場所については、よそからの移入、あるいは汚染有害物質の搬入で海の生態系それから環境が変化するんじゃないかという危惧が、環境団体、県民、市民からも出されている。つまり、辺野古移設問題にかかわる重大な問題の一つであります。

そこで、防衛省に幾つか事実を確認したいんですが、この土砂等の資材調達について何点か聞きます。

二〇一〇年二月二十六日の予算委員会で、私、質問の中で、普天間飛行場の移設に関する工事等の発注について取り上げました。

その中に、二〇〇九年三月、沖縄防衛局は、埋立事業にかかわる二つの関連事業を発注している。一つはシュワブ資材調達検討業務、もう一つはシュワブ資材調達調査業務であります。これらの事業報告書が二〇一〇年三月に提出されておまして、これはそれぞれかなり分厚いものでございますが、私、ここに持ってまいりました。

これらの事業の目的と業務の受託者、それから委託料について報告してください。

○伊藤政府参考人 先生御指摘のとおり、普天間飛行場代替施設建設事業に係ります資材調達に関連しまして、沖縄防衛局は、平成二十年度に、シュワブ平成二十年度資材調達調査業務、シ

ユワブ平成二十年度資材調達検討業務の二件の業務を委託いたしました。

このうち、資材調達検討業務につきまして、まず目的でございますけれども、本事業において使用される埋立土砂等の主要建設資材の調達手続等について検討するとともに、沖縄防衛局が開催した、外部有識者による主要建設資材の調達に係る検討委員会において提言を得ること等を目的といたしております。また、受託者につきましては、当時の財団法人防衛調達基盤整備協会でございます。業務委託料につきましては、一千九百四十二万五千円でございます。

それから、シュワブ資材調達調査業務につきましては、目的は、普天間飛行場代替施設建設事業において必要な主要建設資材の調達、供給に関する情報を調査、収集することございまして、受託者は株式会社日本港湾コンサルタント、業務委託料は二千四百十五万円でございます。

○笠井委員 この二つの事業で合わせて約四千三百五十七万円税金が投入されている。この二つの事業の結果、報告書というのは、当然のこととして、三月に提出した公有水面埋立申請書に生かされている、こういう理解でよろしいですか。

○伊藤政府参考人 二つの報告書をいただきました。それにまた、防衛局の方でつくりました外部有識者の検討委員会というところでもさまざまな御議論をいただきまして、そうしたものをもとにして提出をさせていただいております。

○笠井委員 生かされているということであります。

その上で、まず、資材調達検討業務の方ですけれども、この事業は、今報告がありましたように、埋立事業において使用される資材の調達手続等について、どんな方法でやるかを検討しているものであります。沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業資材調達検討委員会を設置して、そこでの審議を経て、調達手続等の提言を得ることとしております。

この報告書では、アセスとの整合性、環境影響評価書との整合性について、事業者みずからが行う埋立材料の採取は本事業に係る環境影響評価の対象となるが、購入などそれ以外の方法による埋立材の調達については環境影響評価法の対象とはならない、本事業に係る環境影響評価準備書においては、埋立土砂の調達は購入によることとしており、調達を行う上でこの原則をたがえることはできないというふうに述べておりますが、なぜこうしたことを原則とするということになっているのか、説明してください。

○伊藤政府参考人 これは、先ほど御説明しましたように、シュワブ資材調達検討業務報告書自体は、委託をして、委託先で報告書として提出いただいたものでございます。

原則という言葉なぜ使ったかということは、そういうことを勘案して私どもで考えなければお答えができないと思いますが、ここは、先生御承知のように、環境影響評価書との整合性について記述しているところがございますから、そういう法体系を配慮して記述をしたということだと思います。

○笠井委員 つまり、シュワブ内から調達する土砂以外は購入土砂で調達する、それが、たがえることのできない原則とこの報告書にあるということは、埋立事業のアセスとはかかわりなく、法体系ということですから、外から土砂を持ってくるということになるわけであります。

この資材調達検討業務では、大規模埋立工事の類似事例として、関西国際空港二期工事事業、中部空港建設事業、羽田空港D滑走路建設事業、岩国飛行場滑走路移設事業の調達手続について検討しております。

検討委員会は防衛局が設置したものでありますけれども、この審議では、AからEということまで五つの案について審議を行って、その後、三つに絞り込んで、最終的に二つの案について検討

委員会の結論として提言をしているということだと思んですが、結論で提言された二つの案というのはどういうものですか。

○伊藤政府参考人 先生御承知のように、最初、AからEという案がありまして、それからAからDという案に移っておりますけれども、最終的に二つに絞った案というのは、埋立工事施工業者みずから土砂等供給業者を選定し、資材調達について契約、調達する方式と、事業者が土砂等供給業者を指定し、埋立工事施工業者が指定された当該土砂等供給業者と資材調達について契約し、調達する方式でございます。

○笠井委員 調達手続について、この二つの案、今言われた案を提言した検討委員会は、あわせて、埋立材等の受け渡しについて、土場渡し、あるいは現場渡しについて限定しないということで、つまり、資材を近傍の積み出し港で引き渡すか、あるいは資材を工事現場で引き渡すかは限定しないということで、事業者において検討、決定されるものとしております。

三月に沖縄防衛局が提出した公有水面埋立申請書では、どちらの調達手続で埋立事業を実施することになっているのか、また、埋立材等の資材の受け渡しについてはどちらで実施することになっているのか、どうなっているのでしょうか。

○伊藤政府参考人 先ほど御説明しましたように、三月の状況はこれから公告縦覧されることとなりますので、ここで詳細を言及することは差し控えたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、本事業に係る埋立土砂等の調達方法、資材の受け渡し方法等につきましては、今後、公有水面埋め立ての承認を得られました時点で、公平性、透明性などを確保し、環境等も勘案して、これまでの経緯も踏まえて、適正に決定してまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 認められたらこれからだという話だったんですが、ではそこで、次に資材調達調査業務について聞いてみたいと思います。

この業務の目的は、これまた先ほど報告がありましたように、各種資材について、どこからどれだけ調達が可能かを調査、収集しているものだと思います。具体的には、七県の資材調達業者に対してヒアリング調査を実施していると思うんですが、七県というのはどこですか。また、それぞれどれだけの地域と資材調達業者を調査したのか、この中の内容について報告ください。

○伊藤政府参考人 シュワブの資材調達調査業務におきましては、アンケートやヒアリングによる調査を行っております、その項目についての御質問だと思いますが、まず事業所の概要、それから土砂等の採取場所の状況、過去十年間の出荷量の実績、将来五年の予定出荷量、採取可能量、岩ズリ保有量及び出荷可能量、それに参考販売価格でございます。

○笠井委員 七県とはどこか、そしてそれぞれどれだけの地域と資材調達業者を調査したのか。質問したことに答えてください。

○伊藤政府参考人 調査対象としました地域及び供給業者につきましては、石材は、沖縄から四国にかけて十三地区、二十七社を対象に、埋立材は、六地区、八社を対象といたしております。

○笠井委員 県名はどこかと聞いているんですが。県名を言ってください。

○伊藤政府参考人 石材につきましては、沖縄、鹿児島、熊本、長崎、福岡、香川、埋立材等につきましては、沖縄、鹿児島、高知であります。

○笠井委員 最初に聞いているんですけども、なかなか県名を言わない。書いてあるんですよ。ようやく言うんですか。そこまでいろいろ既に調べているわけです。

この調査では、埋立材等の供給元を検討して、月別必要量が約百万立米のピーク時においては、全ての地区から調達しても供給し切れないというふうに述べて、その量は八カ月で約九十万立米に達して、最も多い月で十六万立米というふうに報告をされております。

この数値というのは、埋立工事の実施時期とのかかわりで変動の可能性もあると思うんですけども、調達しても供給し切れない問題について、三月の埋立申請ではどんな対策が検討されているんですか。

○伊藤政府参考人 繰り返しの答弁になりまして恐縮でございますが、三月の埋立申請の補正を経ました状況については、これから公告縦覧でございますので、詳細について言及させていただくことは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、実際にピークのときに資材を供給し切れなくなった場合の対応につきましては、本事業に係る環境影響評価書に記載されております埋立土砂につきまして、現時点において、主に使用を予定している岩ズリ等のほか、ダム堆積土やしゅんせつ土を含む建設残土等、あるいはリサイクル材等につきまして、その時点におきます発生状況を踏まえて、そうした供給し切れなくなった場合に具体的に検討していきたいというふうに考えております。

○笠井委員 この資材の調達調査によりますと、輸入資材についても検討しております。

報告書によると、輸入資材について、我が国では、石材や砂の、要するに海砂輸入に関する法的規制がなくて自由に輸入できる、しかし、植物防疫法上、土が付着したものについては輸入できないために、現地で洗浄する等の注意が必要で、土の付着が否定できない陸砂や川の砂などは植物防疫法の対象となっているということでもありますけれども、この点については、三月に提出した申請書では、輸入資材についてはどのような扱いになっているんですか。また同じように、これは言えないという話ですか。

○伊藤政府参考人 申請書につきましては、先ほどと同じような答弁をさせていただかざるを得ないと思っておりますが、輸入資材についての御懸念に関しましては、先生おっしゃるような、埋立土砂の調達に際しまして、有害物質混入等の土壌汚染の対策や、土壌汚染に係るさまざまな環境基準の規定を満足する土砂を用いるという考え方でやっておりますので、外来生物混入等の対策としまして、生態系に影響を及ぼさないような土砂を用いていきたいというふうに考えておりました、土砂調達先を決定するに当たりまして、こうした状況を勘案して、当該土砂の搬入に当たって、定期的に試験等により確認することといたしたいというふうに考えております。

○笠井委員 そういうものが混入しないという話があって、輸入の話もそうですが、それから沖縄以外から持ってくる場合もそうですが、それについては、大丈夫だというのは誰がどう判断してやるんですか、評価の問題は。

○伊藤政府参考人 まだ公有水面埋め立ての願書を提出したところでございまして、沖縄県から判断をいただいておりますけれども、当然、事業を行う者が責任を持って判断していくべき問題だと考えております。

○笠井委員 この調査では、資材の種類として、海砂あるいは陸砂、シラス、岩ズリ、コンクリート用の骨材等について、各県と地域業者に調査を進めて可能性の検討を行っているということですが、その上で、資材調達の前提条件として、資材の調達は開発予定地を検討の対象か

ら除外する、ただし、沖縄本島の開発予定地は除くとするなど、十二項目の前提条件を確認しておりますけれども、その主な条件というのはどういうものですか。

○伊藤政府参考人 先生御指摘のとおり、十二項目の条件を考えております。

そしてそれは、沖縄本島以外の開発のところから調達しないということ、調達地区の選定に当たりますと、辺野古、事業現場に近い地区を優先させるということ、それから、各地区からの調達量等の算定に当たりますと前提条件を詳細に規定しております。

○笠井委員 大臣、今聞いていただけたと思うんですけども、最後に伺いたいんです。

埋め立て業務を具体的に検討、調査するというふうにしていきますと、これは沖縄県がこれからだという話があって、中身はまだ、沖縄県との関係という話も言われましたけれども、しかし、既に具体的に調査検討も、防衛省自身が発注もして、そういうこともやってきている。

そうやっていくと、そもそも埋め立て自体が環境に影響ありとされてきている上に、沖縄以外から持ち込み使用する土砂に汚染有害物質が含まれている可能性、あるいは、よそから土砂を移入することで、世界に誇る沖縄の豊かな自然環境が変化する可能性というのも出てくる。具体化すればするほど、そういう問題というのがどうなのかということが問題になってくると思うんです。

これらも含めて、安倍内閣による埋立申請など、沖縄県民の頭越しに力づくで基地強化を押しつけるということに対して、やはりオール沖縄の大きな怒りがますます広がっているということだと思えます。

大臣、そういう中でも、そういうことがあってもあくまで強行するという姿勢で臨まれるんでしょうか。

○岸田国務大臣 本日も笠井委員の方から、土砂、埋め立て、また資材調達等、さまざまな課題について御指摘いただきました。こうした御質問についても真摯に耳を傾けていきたいと思えますが、やはり何としても申し上げたいことは、さまざまな課題はありますが、普天間飛行場の固定化はあってはならないということであります。普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編につきましては、現行の日米合意に従って進めながら沖縄の負担軽減を実現していく、これが政府の方針、立場であります。

地元においても引き続き厳しい声があるということは十分承知しております。しかし、一日も早く返還が実現され、負担が軽減されるために、引き続き、しっかり地元の理解を得るべく説明責任を果たしていかなければならないと思えます。

また、先日も、嘉手納以南の土地の統合計画を公表させていただきました。こうした負担軽減の実際の姿を一つ一つ積み重ねていくことによって、政府の方針に対する理解も得ていかなければならないと思っております。

こうした努力を続けながら、ぜひ引き続き沖縄の負担軽減に努めていきたいと考えております。

○笠井委員 時間になったので終わりますけれども、資材調達の問題というのは、環境アセスに含まれていない問題なんですね。

大臣は、きょうの報道でも、六月二十三日の沖縄の戦没者追悼式に防衛大臣とともに出席する方向で、今、政府側から沖縄県側に打診をされているということでもありますけれども、本当に追悼の気持ち、そして沖縄県民の気持ちということで臨まれるということであるならば、私は、固定化がだめだったら危険な普天間基地は無条件撤去すべきだし、負担はだめですから、負担軽減だったら、むしろ、嘉手納以南の問題、統合計画は負担軽減にならないというのが現実ですから、そういう意味では、危険な普天間基地無条件撤去ということ、しっかりとやはりそういう方向に

切りかえるということを改めて強く求めたいと思います。
以上で質問を終わります。